

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 25 日

株主および登録株式質権者各位

仙台市青葉区中央一丁目 3 番 1 号
東北ミサワホーム株式会社
代表取締役社長 近藤 伸一

当社は、平成 20 年 7 月 14 日開催の当社取締役会決議により、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。）施行後の株式等振替制度（株券電子化制度）に関して、当社が発行する普通株式を振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）が取り扱うことについて同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項の定めに基づき、以下の事項を公告いたします。

1．特別口座を開設する口座管理機関

決済合理化法施行に際して、同法附則第 8 条第 1 項の定める通知対象株主等（株券等保管振替制度をご利用されていない株主様および登録株式質権者様）のために、当社が口座（特別口座）の開設の申し出をし、特別口座を開設する口座管理機関は以下のとおりであります。

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

2．特別口座に関する機構への通知

当社は、決済合理化法の施行日における通知対象株主等について、同法の施行日以後遅滞なく、機構に対し、同法附則第 8 条第 5 項の定める事項（開設した特別口座および当該口座へ当社普通株式の記載または記録を行うための所定の事項）を通知いたします。

以 上

（注）「特別口座」とは、株券電子化に伴い、機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。